

達成度：H23.3.31 の自己評価

- 5 目標を完全に達成した。
- 4 目標を概ね達成した。
- 3 目標を一部達成した。
- 2 目標をほとんど達成できなかった。
- 1 目標をまったく達成できなかった。

生活環境課の目標（平成 22 年度）自己評価書

生活環境課長 越川 光司

個別事業とその目標	達成度	目標達成の効果又は達成できなかった理由等
<p>1 温暖化対策</p> <p>1992年の地球サミット（参加180カ国）で温室効果ガスの排出量を削減し地球環境を守ろうという目標が掲げられ、それを具体的に義務付けたものが「京都議定書」です。</p> <p>そこで「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、化石燃料等の使用を抑制して温暖化ガスの排出量を削減することが必要であり、そのことによって私たちの子孫に良好な地球環境を残すことが求められています。</p> <p>この温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画として「酒々井町地球温暖化防止実行計画」を策定しました。今後はこの計画を確実なものとして実行できるよう推進体制を整備します。具体的には各課ごとに推進員を設置し、それぞれチェックリストによる総合的な進行管理を行い、取組結果については随時広報等により公表します。</p>	5	平成22年度からの実行であり、数値として表れるのは次年度以降となっておりますが、町施設全体で取り組むことができました。
<p>2 不法投棄対策</p> <p>2008年後半から不法投棄が目に見えて増加しています。特に、それまでのレジ袋等に入ったポイ捨てごみから家電や家具等の大型ごみの不法投棄が増えてきました。</p> <p>各地域の環境美化活動や地域清掃活動を支援し協力団体の増加に努めておりますが、啓発活動を強化して不法投棄を「しない。させない。ゆるさない。」をスローガンに協働事業を推進します。</p>	4	不法投棄監視員による毎月の一斉パトロール及び清掃活動を始め、各自治会等の環境美化活動団体との協働により不法投棄の削減に努め、不法投棄対策を推進しました。

<p>また、このようなゲリラ的な不法投棄に対しては不法投棄等監視員の活動だけでは限界があるため、自分の住む地域は自分たちできれいにするという行動を起こすよう働きかけます。</p> <p>3 ごみの減量化</p> <p>行政機関から排出される事業系ごみについては削減及び再資源化に取り組みます。</p> <p>更に、ごみの減量化や再資源化を推進するため、住民にわかりやすく解説した「ごみ処理&環境マニュアル」を活用し減量化の啓発を進めます。また、本年度についても町の電話帳「テレパル酒々井」にごみ減量化のためのマニュアルを掲載します。</p> <p>4 生活環境の保持</p> <p>生活排水対策については、印旛沼流域自治体としての責任を持ち、町内河川すべてが印旛沼に流入しているため「酒々井町高度処理型合併処理浄化槽補助交付要綱」により排水対策を推進します。</p> <p>草刈り条例に基づき、引き続き土地所有者等の管理責任を明確にして住民の住環境の保全に努めます。</p> <p>残土等の埋め立て事業は、残土処理マニュアルを活用し条例に基づき指導します。</p> <p>5 チャレンジ目標</p> <p>地球温暖化対策のため策定した「酒々井町地球温暖化防止実行計画」の進行管理。</p> <p>2014年度（平成26年度）を目標とし、2008年度（平成20年度）を基準年として燃料消費で6.19%、電気の使用量で6.00%、自動車の走行で6.05%、廃棄物の処理で11.17%を削減します。</p>	<p>4</p> <p>4</p> <p>5</p>	<p>行政機関からの事業系ごみは、3R（リデュース、リユース、リサイクル）運動を展開し再資源化に取り組みました。</p> <p>また、マニュアルにより資源回収やごみの減量化について広く周知するとともに、テレパル酒々井にごみの減量化を掲載し啓発しました。</p> <p>下水道未整備地区への高度処理型合併処理浄化槽の設置に対し、補助制度を活用いただくなど、生活排水対策を推進し環境保全に努めました。</p> <p>草刈りについては、該当する土地所有者に対し通知等で適正管理を指導した結果、除去率は96.7パーセントに達しました。</p> <p>町施設全体で取り組むことができました。</p> <p>平成22年度は、計画の実施にあたる初年度であり、数値による検証は次年度以降となります。</p>
---	----------------------------	---